

ごかの お知らせ

(No.466)

お知らせ

ごみの出し方にご注意を

(生活安全課)

ごみの分別方法について、次のことに注意をお願いします。

【雑草】 土をきちんと払い落し、土が付いていない状態で袋に入れ、可燃ごみの回収日に集積所へ出して下さい。

※土や泥は混入させないでください。

【ペットボトル】 ペットボトルは、飲料、酒類、しょうゆが入っていたもので、無色透明なもののみです。

ラベルとキャップをきちんと分別して出してください。

※色付きのペットボトル、洗剤

や油が入っていた容器は、可燃ごみの回収日に集積所へ出して下さい。

【かん類】 お菓子の缶や粉ミルクの缶については、可燃ごみとなりますので、かん類に混入させず、可燃ごみの回収日に集積所に出して下さい。

【剪定枝】 1本の太さが5cm以下、束ねた直径が30cm以下になるように束ねて下さい。

以上の内容が守られていないものは、回収することができませんのでご注意ください。

その他、ごみの分別等で不明な点がありましたら、ごみ収集カレンダーでの確認または生活安全課までお問い合わせください。

※ごみ出しの時間は、当日の午前8時までです。集積所はごみ捨て場ではありません。

お問い合わせ

生活安全課 生活環境G
☎(84) 3618 (直通)

農用地区域からの

除外申請受付を

一時中断します

(産業課)

町では、平成26年度から平成27年度にかけて、農業振興地域整備計画の総合見直しを行います。

この計画は、農業の健全な発

展や農地の合理的な利用に役立つための基本計画となるものです。

農地を宅地などに利用する場合、その土地が農用地区域に指定されているときには、農用地からの除外(農振除外)の手続きが必要です。

現在、年3回(2月、6月、10月)受付を行っておりますが、計画策定に伴う関係機関との協議や意見聴取のため、次の期間中農用地区域からの除外申請受付を一時中断します。

○受付中断期間
平成26年11月1日～
平成28年3月31日
(平成27年2月、6月、10月、平成28年2月の受付)

※次回申請受付(平成26年10月)が最終となります。

※関係機関との協議等の進捗状況によっては、見直し完了が予定より遅れることもありま

すので、あらかじめご了承ください。

お問い合わせ

産業課 地域振興G
☎(84) 2582 (直通)



小児マル福が変わります

(町民税務課)

10月1日診療分から、県の小児マル福制度が変わることにより受給対象者等が変わります。

	現在	変更後	
対象者	小学6年生まで	中学3年生まで	
外来自己負担金の助成	支払い後還付	未就学児まで	小学1年生～ 中学3年生
		支払い後還付	支払い後還付なし
※外来自己負担額 1医療機関1回600円まで(月2回まで)を 外来自己負担金として医療機関へお支払いいただきます。			

対象者には個別に通知を出す予定です。詳細はお問い合わせください。

お問い合わせ

町民税務課 町民G
☎(84) 1965 (直通)

後期高齢者医療 被保険者証の送付及び 保険料のお知らせ

(町民税務課)

現在交付されている後期高齢者医療被保険者証は有効期限が7月31日までとなっております。8月1日から使用する被保険者証を7月下旬に発送しますので、8月からは新しく送付される被保険者証を使用してください。

8月以降になりましたら、有効期限切れの保険証は返却または処分してください。

また、後期高齢者医療保険料額決定通知書は7月中旬に送付します。

※後期高齢者医療制度は75歳以上の方(一定の障害をお持ちの方は65歳以上)が加入する制度です。

○お問い合わせ

町民税務課 税務G

☎(84)1966 (直通)

高齢受給者証を 送付します

(町民税務課)

国民健康保険では70歳から74歳までの被保険者に「国民健康保険高齢受給者証」が交付されています。

現在交付されている高齢受給者証は有効期限が7月31日まで

となっております。8月1日から使用する高齢受給者証は7月下旬に発送予定です。8月からは新しく送付された高齢受給者証をご使用ください。

※8月以降になりましたら、有効期限切れの高齢受給者証は処分または返却してください。

医療機関にかかる際には、被保険者証と高齢受給者証を一緒に提出してください。

国民健康保険高齢受給者証とは

○対象者 70歳から74歳までの国民健康保険被保険者の方

※受給者証は70歳の誕生月の翌月1日(1日生まれの方は誕生月)から有効です。該当者には郵送で高齢受給者証を送付します。(75歳未満で後期高齢者医療被保険者の方は対象から除きます)

○負担額

外来時の医療費の負担割合は、次のとおりです。

- ・2割(昭和19年4月1日以前に生まれた方は1割)：各種控除後の課税所得額が145万円未満
- ・3割：各種控除後の課税所得額が145万円以上(一定以上所得者)

※負担割合は毎年判定します。※3割負担となった人のうち、同じ世帯の70歳以上で、国保加入者の前年中の収入金額が

一定未満のときは、申請により2割負担(昭和19年4月1日以前に生まれた方は1割)となります。(該当する方には通知します。)

負担額、負担割合の変更は、基準に該当しても申請がなければ変わりません。

※所得または収入額に変更があったときは、負担割合が変わることがあります。

※受給者証は1年ごとに毎年8月1日の更新になります。

○お問い合わせ

町民税務課 町民G

☎(84)1965 (直通)

所得の申告、お忘れではありませんか?

(町民税務課)

前年中に給与賃金等の支払いを受けた方や営業、農業等による事業収入がある方で、町県民税の納税通知書が6月に到着しなかった方(町県民税の給与天引きによる納税者及び非課税者は除く)は、所得の確定申告が必要となる場合があります。住民税の納税通知書が届かず、おかしいな?と思われましたら、必ずご連絡ください。

国民には所得の申告をする義務があります。故意に申告を逃れることは許されません。

○お問い合わせ

町民税務課 税務G
☎(84)1966 (直通)

今年金婚式(入籍50年目) を迎える方へ

(健康福祉課)

9月15日(月)に高齢者福祉大会を開催します。

その中で、今年入籍50年目を迎えられるご夫婦をお祝いします。ので、お申し込みください。

○対象者

今年度金婚(入籍50年目)を迎えられる町内在任のご夫婦(昭和39年4月1日から昭和40年3月31日までに入籍のご夫婦)

○お申し込み

8月22日(金)までに健康福祉課窓口にて申請してください。

○注意

期日までにお申し込みいただいた方をお祝いしておりますので、対象の方は忘れずにお申し込みください。

○その他

五霞町に本籍地がない方は、戸籍謄本(婚姻期日が明記されているもの)をご持参ください。

○お問い合わせ

健康福祉課 高齢者支援G
☎(84)0006 (直通)

国民年金保険料には 免除制度があります

(町民税務課)

国民年金保険料を納めることが経済的に困難な場合は、本人からの申請により承認されると保険料の納付が免除になります。免除には、全額免除と3段階の一部免除(4分の1免除、2分の1免除、4分の3免除)があります。納付する月々の保険料額は次のとおりです。(平成26年度)

4分の1免除 11,440円
2分の1免除 7,630円
4分の3免除 3,810円

これらの制度をご利用いただく場合には、本人、配偶者、世帯主の前年所得が、それぞれ一定の基準額以下であることが条件となります。

- 対象期間 7月～翌年6月
- 申請 町民税務課②窓口
- 持参するもの 印鑑

失業による申請の場合は、「雇用保険受給資格者証」「雇用保険被保険者離職票」

このほか猶予または免除の制度として、次のものがあります。
▼「若年者猶予制度」30歳未満の方の保険料が猶予(所得審査あり)

▼「学生納付特例制度」学生の方の保険料が猶予(所得審査あり)

▼「法定免除」障害年金や生活保護法に基づく生活扶助を受給している方の保険料が免除

保険料の免除や納付猶予になった期間中に、ケガや病気で障害や死亡といった不慮の事態が発生した場合、障害年金や遺族年金を受け取ることができません。また、老齢年金の受給資格期間(25年間)にも算入されません。

	老齢基礎年金		障害基礎年金(受給期間)
	受給期間への算入	年金額への反映	
納付	○	○	○
全額免除	○	※2	○
一部納付 ※1	○	※3	○
若年者猶予 納付特例	○	×	○
未納	×	×	×

- ※1 一部納付の承認を受けている期間、一部納付の保険料を納付していることが必要
- ※2 2分の1が国庫負担される(平成21年4月分から)
- ※3 4分の1納付は「5/8」が反映、2分の1納付は「6/8」が反映、4分の3納付は「7/8」が反映(いずれも平成21年4月分から)

お問い合わせ

町民税務課 町民G
☎(84)1965 (直通)
下館年金事務所
☎0296(25)0829

五霞町木造住宅耐震診断 士派遣事業 木造住宅の 耐震診断を支援します

(都市建設課)

この事業は、次の条件を満たす木造住宅の所有者が耐震診断を希望する場合、専門的知識を有する「木造住宅耐震診断士」を派遣して耐震診断を行い、木造住宅の耐震性能の確認や耐震化の意識啓発を図ることを目的とした事業です。

【対象住宅】

耐震診断の対象となる住宅は、町内に建築されていて、次の要件の全てに該当するものです。
また、対象住宅の所有者が税の滞納をしていないことが条件です。(所有者が複数の場合は代表者)

- (1) 一戸建ての木造住宅または店舗等併用住宅(床面積の2分の1以上が住宅であるものに限る。)で、2階以下のもの。
- (2) 昭和56年5月31日以前に着工され、建築確認を受けて建築されたもの。ただし、建築時において建築基準法に該当しなかった場合を除く。
- (3) 在来軸組工法または枠組壁工法で建築されたもの。(丸太組工法及びプレハブ工法などのような特殊な工法により建築されているものは対象外)

【診断費用(個人負担)】
一戸当り2千円

【募集戸数】
先着9戸

【お申し込み期間】
7月14日(月)～9月30日(火)

(閉庁日を除く。なお、定数に達し次第終了します。)

【受付時間】
午前8時30分～午後5時15分

【必要書類】

- (1) 申込書
- (2) 建築時期及び延床面積が確認できるもの
- (3) 概略平面図(建築確認申請書があればその写し)

【お申し込み方法】

都市建設課に備え付け、または町ホームページから申込書をダウンロードし、所定の事項を記入のうえ都市建設課までお申し込みください。

【お申し込みから診断までの流れ】

申込受付後、内容の審査を行い、派遣の有無を決定し通知を発送します。

派遣が決定した方については、個人負担金納入のご案内を同封します。

なお、派遣が決定した方には、診断士が直接日程の調整を行い、診断に伺うこととなります。円滑な日程調整と診断にご協力をお願いします。

【ご注意ください】

町で関係している木造住宅の耐震診断助成は本制度のみです。派遣する木造住宅耐震診断士が、補強工事の見積の提示や補強工事の契約の勧誘をすることはありません。

疑わしいセールズ等には十分ご注意ください。

○お問い合わせ

都市建設課

五霞IC周辺地区推進室

☎(84)3347(直通)

五霞IC周辺地区土地画整理事業の認可申請に伴う区域図が縦覧できます
(都市建設課)

土地画整理事業第19条第2項の規定に基づき、次のとおり区域図の縦覧を行います。

○縦覧期間

7月1日(火)～7月14日(月)

午前8時30分～午後5時15分

※閉庁日を除く。

○閲覧場所 都市建設課

○お問い合わせ

都市建設課

五霞IC周辺地区推進室

☎(84)3347(直通)

ふれあいハート教室

(健康福祉課)

ここらの病を持つ方のためにふれあいハート教室(デイケア)

を実施しています。

病院に通院しながら家庭で過ごしている方、レクリエーションやスポーツなどを通じて仲間と楽しい時間を過ごしませんか。関心を持たれた方はお気軽にお問い合わせください。

○日時 7月3日(木)

8月7日(木)

9月4日(木)

午前9時30分～11時

○場所 保健センター

○お問い合わせ

保健センター ☎(84)1910

相談

すくすく相談

(健康福祉課)

ことばや心身の発達の心配のある乳幼児と保護者を対象に、臨床心理士・保健師等による発達相談を、月1回実施しています。

個別相談で、事前に予約が必要です。

○日時 7月11日(金)

8月8日(金)

9月5日(金)

午前11時～午後3時

○場所 保健センター

○お問い合わせ

保健センター ☎(84)1910

消費生活相談窓口(産業課)

専門の相談員が町民のみならずの消費生活に関する問題やトラブルなどの相談に応じ、解決に向けたお手伝いをします。専門の相談員への相談は無料で、秘密は厳守いたします。お気軽にご利用ください。

○日時 7月9日(水)

午前9時～午後4時30分

(ただし、正午から午後1時を除く)

○場所 ひばりの里

○お問い合わせ

産業課 地域振興G

☎(84)2582(直通)

生活相談

(総務課)

隣保事業(生活相談員)による生活相談(人権・福祉・教育・就業等)を実施しています。個人の秘密は厳守されますので、お気軽にご相談ください。

○相談場所

◆ふれあいセンター

◆堀之内集会所

※各相談所の相談日時等については、ふれあいセンターまでお問い合わせください。

○お問い合わせ

ふれあいセンター

☎(84)3595

募集

親子料理教室を

開催します

(健康福祉課)

親子で料理をつくり、楽しいひとときを過ごしませんか?

○日時 8月5日(火)

午前10時～午後1時

○対象者 小学校低学年児童と保護者(先着10組)

○参加費 1人 100円

○場所 保健センター

○お申し込み期限

7月31日(木)まで

○お申し込み・お問い合わせ

食生活改善推進会事務局

保健センター内

☎(84)1910

我が家の主役募集

(総務課)

広報ごかでは、毎月「我が家の主役」と題し、3歳くらいまでのお子さまを掲載しています。このコーナーにあなたのお子さまを掲載してみませんか。

ご希望の方は、総務課または町ホームページにあります応募用紙に写真を添えてお申し込みください。

なお、掲載は受付順となっており、一度掲載された方は見送らせていただきます。

広報ごかに広告を

掲載してみませんか

(総務課)

広報ごかに掲載する有料広告を募集しています。

○広告掲載内容

公共性を損なうおそれのない企業及び個人とします。(町内外は問いません。)

○広告掲載箇所

「広報ごか」のお知らせページ最下段とします。

○広告掲載料

◆1段 全枠

(縦4.9cm×横17.8cm)

白黒色 20,000円/月

◆1段 半枠

(縦4.9cm×横8.9cm)

白黒色 11,000円/月

○お申し込み方法

掲載を希望する月の前々月の末日(当該日が休日当たるときはその翌日)までに申込書を直接総務課に提出するか、または、郵送にてお申し込みください。(原稿の提出は、Eメール可)

お申し込み受付後、内容を審査し可否を申請者に通知します。

○お問い合わせ

総務課 秘書広報G

☎(84)1111(内線214)

町公式ホームページへの 有料広告募集

(総務課)

町公式ホームページに掲載する有料(バナー) 広告を募集しています。

○広告掲載内容

公共性を損なうおそれのない企業及び個人とします。(町内外は問いません)

○広告掲載期間

各月の1日から末日までの1カ月を単位とし、連続する最長期間は、12カ月とします。

○広告掲載箇所

町公式ホームページのトップ画面で町が指定した位置とします。

○広告掲載募集枠数

10枠以内とします。

○広告掲載料金(1枠)

1カ月 10,000円

3カ月以上連続して掲載する場合の掲載料金は、次のとおりとなります。

(1)3カ月連続して掲載する場合 1カ月につき 9,000円

(2)6カ月連続して掲載する場合 1カ月につき 8,000円

(3)12カ月連続して掲載する場合 1カ月につき 7,000円

○広告の規格(1枠)

◆画像の大きさ 縦60ピクセル ×横120ピクセル

◆画像容量 4キロバイト以内
◆画像のファイル形式 GIFまたはJPEG形式

◆画像の状態 静止画

○お申し込み方法

掲載を希望する月の前々月の末日(当該日が休日に当たるときはその翌日)までに申込書を直接総務課に提出するか、または、郵送にてお申し込みください。(原稿の提出は、Eメール可)

お申し込み受付後、内容を審査し可否を申請者に通知します。

○お問い合わせ

総務課 秘書広報G ☎(84)1111 (内線214)



個人事業税の納税は 便利な口座振替で

個人事業税の口座振替納税は、公共料金と同じように預金口座から自動的に納税ができ安全で大変便利です。

お申し込みは、預金口座のある金融機関(ゆうちょ銀行を除く)で簡単にできますので、印鑑をご持参のうえお手続きください。

○お問い合わせ

筑西県税事務所 ☎0296(24)9184

「ひばりくん防犯メール」 の配信

茨城県警察では、みなさんの身近で発生する犯罪等の情報を携帯電話やパソコンに配信しています。

○配信情報

- ・子ども・女性対象の犯罪
- ・振り込め詐欺等の情報
- ・その他の犯罪情報
- ・行方不明者等情報
- ・交通事故情報
- ・県警からのお知らせ

○登録方法

「ひばりくん防犯メール」への登録は、登録用メールアドレスに空メールを送信すると、自動で登録案内が返信されますので案内に従って手続きを行ってください。

・登録用メールアドレス

add@mail.police.pref.ibaraki.jp ※携帯電話の場合、機種によってはご利用できない場合もあります。

○お問い合わせ

茨城県警察本部 安全・安心なまちづくり推進室 ☎029-301-0110

女性専用相談電話

茨城県警では、女性専用相談電話を設置し、女性安心パートナー(女性警察官)が24時間対応しています。

DV、ストーカー、夫婦・恋人間の女性に対する暴力問題、性犯罪の被害に関する悩みなど、女性からの相談にお応えしています。

相談者の要望に応え、適切な対応に努めています。ひとりでも悩まず、お気軽に相談してください。

○女性専用相談電話番号

☎029-301-8107

○お問い合わせ

茨城県警察本部人身安全対策室 ☎029-301-0110

看護職の資格をもう一度 いかしてみませんか

茨城県看護教育財団では、茨城県西地域の医療機関に再就業を希望する潜在看護師等に対する支援事業を支援します。

①講義研修

・結城看護専門学校において、7~8月に5日間実施します。
・12歳までは無料託児施設があります。

②実務研修

・医療機関において、就業に必要な技術研修を実施します。
・5日コース、10日コースがあります。

③雇用一体型試用研修

・希望の医療機関で働きながら研修ができます。

・研修期間は最長3か月で、研修後も引き続き就業可能です。
※①~③の組み合わせは自由です。

○研修費 無料

※教材費等一部負担あり

○お問い合わせ

茨城県看護教育財団(結城看護専門学校内) ☎0296(33)1922

ご存知ですか? 高次機能障害

頭を強くぶつけたり、脳卒中等の病気で倒れた後に「新しいことが覚えられない」「人が変わった」「今までと違う」等感じたら、高次機能障害かもしれません。高次機能障害は外見からはわかりづらく、周りから見過されたり、本人も気づかないことがあります。

茨城県立リハビリテーションセンター

センターでは専任の支援コーディネーターによる相談と、自立訓練や就労移行支援など身体障害者や高次機能障害者を対象とした訓練を行っています。お気軽にご相談ください。

○お問い合わせ

茨城県立リハビリテーションセンター 高次機能障害者支援相談窓口 ☎0296(78)2605

茨城西南地方

広域市町村圏事務組合

消防官採用試験案内

平成27年4月1日採用の消防官を募集します。

○職種 消防職

○採用予定人数

・大学卒 8名程度

・高校卒 20名程度

○受験資格 昭和61年4月2日

から平成9年4月1日までに生まれた人。高校、短大（高等専門学校、専修学校含む）、大学を卒業した人または平成27年3月卒業見込みの人

○身体的要件

・身長 おおむね160cm以上

・体重 おおむね50kg以上

・胸囲 身長のおおむね2分の1以上

・視力 矯正視力を含み両眼で0.7以上、かつ一眼でそれぞれ0.3以上であること、

赤色、青色及び黄色の色彩の識別ができること

・聴力 左右とも正常であること

・その他 心身ともに健康で消防官として職務を遂行するために必要な能力と体力があることと認められること

○受験お申し込み期間

7月7日(月)～8月1日(金)

※郵送は8月1日消印まで有効。

午前8時30分～午後5時15分
(土・日・祝日を除く)

○試験日及び試験会場

・第1次試験

【体力試験】9月20日(土)

古河市生涯学習センター総和(とねミドリ館)にて

【教養・適性検査】9月21日(日)

古河市役所三和庁舎にて

・第2次試験

10月下旬予定(面接試験)

○試験申込書等の請求

消防本部及び古河、総和、下妻、坂東消防署並びに広域圏内の各消防分署に用意してあります。

※詳細内容については、お問い合わせください。

○お申し込み・お問い合わせ

茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防本部 総務課

☎(47)0124

県立古河中等教育学校

学校説明会開催のお知らせ

○日時 7月26日(土)

第1回

午前10時～11時10分

第2回

午後1時30分～2時40分

※第1回、第2回ともに同じ内容です。

○会場 古河市中央運動公園緑地 合体育館

※上履きを持参してください。

駐車場は約500台。

○説明内容

学校概要及び入学者選抜等

○対象 参加希望者

(特に制限はありません)

○お申し込み

ホームページをご覧ください。

http://www.koga-cs.ed.jp

○お問い合わせ

茨城県立古河中等教育学校

☎(92)4551

裁判所職員一般職試験

○受付期間

7月15日(火)～24日(木)

(7月24日消印有効)

※申込書は、必ず簡易書留郵便で提出してください。

○受験資格

平成26年4月1日において高等学校卒業後2年以内の方及び平成27年3月までに高等学校を卒業する見込みの方

○試験日

・第1次試験 9月14日(日)

・第2次試験 10月中旬～下旬

○試験科目

・第1次試験

基礎能力試験(多肢選択式)、

作文試験

・第2次試験

人物試験(個別面接)

○お問い合わせ

水戸地方裁判所事務局

総務課 人事第1係

☎029-1224-8421

http://www.courts.go.jp/

出合いパーティー

参加者募集

○日時 8月2日(土)

午後1時30分～4時30分

○会場 古河市とねミドリ館

○対象者(男女とも)

【Aコース】

20代・30代の方 各20名程度

【Bコース】

40代・50代の方 各20名程度

○参加費 いずれも男性4,000円、女性1,000円

※当日徴収します。

○主催等(主催) NPO法人ベル・サポート、(共催) いばらき出合いサポートセンター、(後援) いばらきマリッジサポーター県西・県南地域活動協議会

○お申し込み・お問い合わせ

NPO法人ベル・サポート

(境町文化村公民館内)

☎(87)7085

お詫びと訂正

広報ごか5月号2ページ、平成26年度行政区長さんをお知らせしました。の一部に誤りがございました。お詫びと訂正をさせていただきます。

○行政区 堀之内

○氏名(敬称略) 松本 勝夫

(誤) 元栗橋1139番地1

(正) 小手指1139番地1

7月の夜間収納窓

(町民税務課)

平日の日中、お仕事等で町税等の納付ができない方や納税相談へお越しになれない方のため、次のとおり町税等の収納窓口の受付時間を延長しておりますので、ぜひご利用ください。

○開設日 7月31日(木)

午後5時15分～午後7時

○場所・お問い合わせ

対象税等	町税等	介護保険料	上下水道料金 下水道 受益者負担金
担当課(場所)	町民税務課 (役場)	健康福祉課 (役場)	上下水道課 (川妻浄水場)
担当グループ	税務G	高齢者支援G	水道G 下水道G
電話	☎(84)1966	☎(84)0006	☎(84)3000

The 健康応援隊!

7月は熱中症予防強化月間です

昨年、熱中症で救急搬送された方は約5万9,000人にのぼり、全国的に猛暑となった平成22年を上回りました。熱中症は重症になると後遺症が残ることや、死に至る場合もあります。最高気温が30度を超える日が増えていきます。家族みんなで夏の暑さに備えましょう。

○熱中症はどうしておこるの?

汗をかくことで、体温の上昇を防いでいます。汗は血液中の水分や塩分等からつくられるため、補給しないと、体液のバランスが崩れ、頭痛や吐き気、体温の上昇、意識障害等を引き起こし、重症になると臓器にも影響を与えます。

○どうすれば防げるの?

①水分・塩分補給
のどが渇いていなくても、1日1ℓから1.6ℓの水分をこまめにとりましょう。特に運動中や屋外での作業中は20分ごとにスポーツドリンク等で、汗と一緒に失われた塩分も補給しましょう。

②節電下でも冷房は大切です

室温が28℃を超えたらエアコンをつけて、部屋の温度を下げましょう。扇風機との併用やグリーンカーテン、すだれなどで日光を遮ることも効果的です。

③暑さ指数に注目
気温や湿度、輻射熱など、熱中症を引き起こす環境要因の指標が「暑さ指数」です。

●日常生活に関する指針

温度基準(WBGT)	注意すべき生活活動の目安	注意事項
危険 (31℃以上)	すべての生活活動でおこる危険性	高齢者においては安静状態でも発生する危険性が高い。外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。
厳重警戒 (28~31℃※)		外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。
警戒 (25~28℃※)	中等度以上の生活活動でおこる危険性	運動や激しい作業をする際は定期的に十分に休息を取り入れる。
注意 (25℃未満)	強い生活活動でおこる危険性	一般に危険性は少ないが激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。

※(28~31℃)及び(25~28℃)については、それぞれ28℃以上31℃未満、25℃以上28℃未満を示します。日本気象学会「日常生活における熱中症予防指針Ver.3」(2013)より

気象庁などの情報を参考に、無理な外出は避けましょう。

学校コーナー

学校行事を通して望ましい人間関係を育てる



五霞東小学校

1年の中で緑が最高に美しい季節となりました。学校では遠足や修学旅行等の学校行事が次々と実施されています。そして平素と異なる生活環境の中で、見聞を広めたり、自然や文化に親しんだりしています。その体験を通して、集団生活のあり方、公衆道徳などについて学習しています。子どもたちの作文で、その様子をお伝えします。

「つくば山遠足に行ったよ」
3年 小林 広翔
つくば山にのぼりました。だんだん高くなってきて、こわくてはきそうになりました。休けいでは、先生から元氣玉がくばられました。それをなめたら元氣が出てきて、力もりもりになりました。それから2時間くらいはぼってコマてんぼう台につきました。お弁当を食べました。おみやげも買いました。山をおりる時は、ケーブルカーでした。おしゃべりをしていたら「あっ」という間につきました。でも、ななめになっただけです。こわかったです。



大涌谷にて

「大切な思い出」
6年 白方 美羽
「これから班別行動です。」
私は、この一言を待っていた。だが、今日は雨。気分が乗らないまま行動を始めた。まずは、小町通りへ行く。雨は降り続く。「ワッフル21」という店に入り、1つ食べた。チョコの苦さとクリームのがさがとけ合っておいしかった。その後、外を見ると雨がやんで、晴れていて驚いた。このように小さな事も私の心に残った。このいい天気につた私たちはソフトクリーム屋さん、パン屋さんなど次々と店に入って行った。その他にも大仏、水族館などへ行った。途中で友だちとはぐれてしまうハプニングもあったけど、とても大切な思い出となった。



弁慶七戻り

ご意見・ご要望をお待ちしています。

あて先
●町長(直通)
☎84-1550
●総務課広報担当
☎84-1111(内線214)



7月の納税

納期限: 7月31日(木)です

固定資産税	2期	町民税務課 税務G	☎84-1966
介護保険料	1期	健康福祉課 高齢者支援G	☎84-0006
国民健康保険税	1期	町民税務課 税務G	☎84-1966
後期高齢者医療保険料	1期	町民税務課 税務G	☎84-1966
保育料	6月分	健康福祉課 社会福祉G	☎84-0006

人口と世帯

6月1日現在 住民基本台帳から ()内は外国人登録で内数

総人口	9,204人 (121人)
前月比	-20人 (1人)
男	4,614人 (43人)
女	4,590人 (78人)
世帯数	3,210世帯 (66世帯)

日	月	火	水	木	金	土
		1 缶類 避難訓練 (西児童館) 親子ヨガ教室 (ふれあいセンター)	2 可燃ごみ 1歳6か月児健診 (保健センター)	3 びん類・ペットボトル ふれあいハート教室 (保健センター)	4 可燃ごみ ちびっこ広場 (西児童館)	5 ほたる鑑賞 (こかみず公園)
		西南	西南	西南	日赤	西南
6	7 可燃ごみ 星に願いを! (西児童館) たなばた (南児童館)	8 紙類 成人健康相談 (保健センター) 親子ヨガ教室 (ふれあいセンター)	9 可燃ごみ 消費生活相談窓口 (ひばりの里)	10 不燃性相大ごみ 手作りクッキング (西児童館) ママといっしょ (南児童館)	11 可燃ごみ すくすく相談 (保健センター)	12 第33回五霞近隣 バレーボール スポーツ少年団大会 (中学校体育館 他)
	友愛	西南	西南	西南	日赤	西南
13	14 可燃ごみ みんなでクッキング (南児童館)	15 缶類 親子ヨガ教室 (ふれあいセンター)	16 可燃ごみ	17 びん類・ペットボトル 魚つり大会 (西児童館)	18 可燃ごみ わくわく元気づくり (保健センター)	19 そうめん流し (西児童館)
	西南	西南	西南	友愛	西南	日赤
20 さかいふるさと祭り (花火大会)	21 可燃ごみ 海の日	22 可燃性相大ごみ	23 可燃ごみ 3~5か月児健診 (保健センター)	24 不燃ごみ プールで遊ぼう (南児童館)	25 可燃ごみ わくわく元気づくり (保健センター)	26 第33回五霞近隣野球 スポーツ少年団大会 (丸池台球場 他)
	友愛	西南	西南	西南	日赤	西南
27 第33回五霞近隣サッカー スポーツ少年団大会 (西小学校グラウンド 他) 第33回五霞近隣野球 スポーツ少年団大会 (丸池台球場 他)	28 可燃ごみ	29 缶類 ドッジボール大会 (南児童館)	30 可燃ごみ	31 びん類・ペットボトル 町税等夜間収納 (各窓口)		
	西南	西南	西南	西南		

小児医療 輪番制 西南: 茨城西南医療センター病院(境町) ☎87-8111 友愛: 友愛記念病院(古河市) ☎97-3000
日赤: 古河赤十字病院(古河市) ☎23-7111 ※輪番日及び時間…月・火・水・木・金・土曜日: 午後6時~午後11時
日曜日・祝日: 午前9時~午後4時
※輪番の実施時間外の外来につきましては、つくば市筑波メディカルセンター病院でも小児救急医療に対応しています。

▼茨城子ども救急電話相談 毎日の夜間/18時30分~24時30分
休日の昼間/9時00分~17時00分
※日曜・祝日・年末年始(12/29~1/3)
すぐ受診させた方がよいのか、様子をみても大丈夫なのか不安な時は、ご相談ください。
電話番号: プッシュ回線の固定電話、携帯電話からは局番なしの「#8000」
その他の電話からは 029-254-9900

▼茨城県救急医療情報コントロールセンター
休日や夜間に救急対応している小児科の医療機関をお探しのときは、お問い合わせください。
☎029(241)4199 (年中無休/24時間)

我が家の主役
かほ 佳歩ちゃん
平成23年12月10日生
石橋 輝一・宏美さん
(元栗橋)の長女
(父母のひとり言)
人に好かれるやさしい子に育ててね。
このコーナーに掲載をご希望の方は、総務課(内線214)までお申し込みください。



東日本大震災義援金について
平成27年3月31日(日)まで受付期間を延長いたします。
引き続き、皆様のご協力をお願いいたします。お預かりした義援金は、日本赤十字社茨城支部に送金し、被災者への生活支援や見舞金に使われます。
○義援金送金額
1,214,823円(6月5日現在)

土曜窓口業務を行っています

土曜日(祝日を除く)の午前8時30分から正午まで一部窓口業務を行っています。ぜひご利用ください。

▼申請・請求できる方▼

- 住民票 ……本人及び同一世帯の方
- 戸籍謄本・抄本 ……本人かその配偶者、直系尊属、直系卑属の方
- 印鑑証明 ……印鑑登録証をお持ちの方

※住民票、戸籍謄本・抄本は、委任状をお持ちの方も申請できます。

○お問い合わせ 町民税務課 町民グループ ☎84-1965

ホームページ: <http://www.town.goka.lg.jp/>
Eメール: mail@town.goka.lg.jp
〒306-0392 茨城県猿島郡五霞町大字小福田1162-1 ☎0280(84)1111(代)